

豊島区指定介護予防支援業務の受託要件

受託要件1	指定居宅介護支援事業所として、介護保険法その他関係法令等を遵守して運営していること。 また、従事する介護支援専門員については、登録が有効であること。												
受託要件2 (研修種別)	必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事していること。 具体的には、下記(1)～(4)のいずれかの研修を最低3年に1回受講し、情報を更新していること。 <table><tr><td></td><td>研修の実施主体</td><td>研修内容</td></tr><tr><td>(1)</td><td>都道府県</td><td rowspan="4">介護予防支援・介護 予防ケアマネジメン トに関する研修</td></tr><tr><td>(2)</td><td>豊島区</td></tr><tr><td>(3)</td><td>豊島区の地域包括支援センター</td></tr><tr><td>(4)</td><td>豊島区外の区市町村または地域包括支援センター</td></tr></table> ※事業所内に(1)～(4)に該当する人が一人もない場合はご連絡ください。		研修の実施主体	研修内容	(1)	都道府県	介護予防支援・介護 予防ケアマネジメン トに関する研修	(2)	豊島区	(3)	豊島区の地域包括支援センター	(4)	豊島区外の区市町村または地域包括支援センター
	研修の実施主体	研修内容											
(1)	都道府県	介護予防支援・介護 予防ケアマネジメン トに関する研修											
(2)	豊島区												
(3)	豊島区の地域包括支援センター												
(4)	豊島区外の区市町村または地域包括支援センター												
受託要件3	指定介護予防支援に係る責任主体である地域包括支援センターの関与について理解、協力できること。 - 介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、適切に作成されているか、 内容が妥当か等について地域包括支援センターが確認する。 - 介護予防サービス計画の評価を行った場合には評価の内容を地域包括支援センターが確認し、 評価を踏まえ今後の介護予防支援の方針を決定する												

《豊島区内事業所向け確認書類の提出について》

◎確認書類(ア)(イ)の提出は必須です

確認書類(ア)	介護支援専門員証の写し(全員分)
確認書類(イ)	研修受講証等の写し(上記受託要件2参照) ※所属する介護支援専門員のうち少なくとも1人が、令和4年4月1日以降に、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する研修を受けていること

受託届を提出後、内容に変更が生じた場合

- ・随時、「変更届」及び「変更に伴う確認書類」をLoGoフォームより申請してください。
リンク <https://logoform.jp/form/gXWR/909309>
特に介護支援専門員が新たに追加される場合は、地域包括支援センターの請求業務に影響が出てきますので、早急にご提出いただきますようお願い申し上げます。
- ・LoGoフォームは豊島区ホームページにもリンクを掲載しています。
【検索の仕方】「豊島区 受託する事業者」で検索。
【掲載場所】豊島区ホーム>「健康・福祉」>「高齢者福祉」>「ケアマネジメント支援・地域ケア会議」>「事業者向けの情報」>「豊島区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を受託する事業者の方へ」をクリック。